

江東区営亀戸野球場ご利用上の注意

平素より江東区営亀戸野球場をご利用いただき、誠にありがとうございます。

下記の事案が発生したことを受け、亀戸野球場 A 面の利用を中止とし、以下に記載する注意事項を遵守したうえ、ご利用をお願いいたします。

なお、ご利用面は B 面と限定させていただき、以下の注意事項以外に使用用具の制限等をお願いいたします。

<事案>

1. 令和 6 年春 ボールが野球場フェンスを越えて隣接する住宅に直撃し、物損事故が発生しました。
2. 令和 3 年 5 月 30 日（日）野球場 A 面利用時に、打球がライト側のフェンスを越え、隣接する住宅の窓ガラスに直撃するという事案が発生しました。

人身事故には至っていないものの同様の案件は以前にも発生しており、近隣の住民の方々に多大なるご迷惑をかけているとともに、不安を与えております。

区としても、この一連の事案について大変重く受け止めております。

<注意事項>

1. 使用バットは、「飛距離が出る」、「打球速度が上がる」といった高機能性複合バットの使用は禁止といたします。
(例：ミズノ・ビヨンドマックス、ZETT・ブラックキャノンなど)
 2. 故意にオーバーフェンスとなるようなバッティングをしないこと。
 3. 万が一、ボールがフェンスを越えた場合は、全てのプレーを中止してボールを捜索して、発見及び対応を行い事態が収束してからプレーを再開すること。
 4. 住居エリアやテニスコートに入った場合は、以下のことを遵守すること。
 - ① 始めに、該当者や該当団体に誠意をもって謝罪をすること
 - ② 人身事故や物損が無いか確認のうえ、事故や物損があった場合はしっかりと対応すること
 - ③ ボールを取る際は、許可を得てから住居エリアやテニスコートに入ること
 - ④ 打者及びそのチームが最後まで責任をもって対応にあたること
- ※ 区及び施設管理者も対応はいたしますが、場外において被害等が発生した場合は当事者およびそのチームが全責任をもって対応にあたっていただきます。
- ※ 野球場と住居の間には、駐車場がございます。オーバーフェンスの際は必ず、人身だけでなく、車等の物損の確認をしてください。

江東区屋外スポーツ施設事務所
所長 越村 友和
電話：03-3522-0846